

障害福祉サービスの利用方法

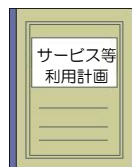
相談からサービス利用までの流れは、次のとおりです

④ サービス等 利用計画

相談支援専門員が、使えるサービスや課題の解決策を一緒に考えます。

その結果を、「サービス等利用計画」として作ります。

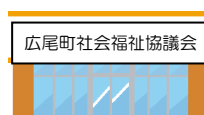
また、その後、時期を見て「見直し(モニタリング)」を行います。



① 相談

身体や精神上的の障がいがあり、サービスの利用を希望される場合・・・

・昼間にどこか通いたい
・家事や介護の支援をしてもらいたい など
は、役場 福祉係(広尾町相談支援事業所)・広尾町社会福祉協議会相談支援事業所(裏面連絡先)で相談をお受けします。



⑤ サービスの支給決定

サービス等利用計画をもとに、利用できるサービス内容と量、有効期間などを記した『受給者証』が送られます。



受給者証

広尾町

② サービスの申込み

役場 福祉係に福祉サービスを申込みます。(利用申請)



⑥ 契約&サービスの利用開始

サービス利用に向け、事業所と契約します。

サービス利用料の1割は原則、自己負担となります。(裏面の下をご覧ください)



③ 調査

調査員がご自宅などに訪問します。
ご本人の希望や困っていること、日常の様子や、心身の状況などを聞き取りします。



障がいのある人や児童が、地域で安心して生活するために、必要なサービスを受けることができます。

※ご本人・ご家族の状況や希望等により、利用するサービスの内容・支援の流れ等に違いがあります。

※65歳以上の方は、「介護保険制度」を優先して利用していただくことになっています。

障害福祉サービスの一覧

サービス	内容	事業所
【相談支援事業】		
基本の相談支援 (特定指定相談支援事業所 障害児相談支援事業所)	障がいのある人などからの相談に応じ、情報の提供、障害福祉サービス、福祉に関する様々な問題についての利用支援等を行います。また、サービス利用に向けて、ケアマネジメントを行い、サービス等利用計画を作成します。	役場 福祉係 (広尾町相談支援事業所) (電話2-0172)
特定指定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	障がいのある人や児童の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントを行います。また、サービス等利用計画を作成します。	広尾町社会福祉協議会 相談支援事業所 (電話9-0700)
【訪問系サービス】		
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	広尾町社協 居宅介護事業所 など
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。	広尾町社協 居宅介護事業所 など
同行援護	移動に著しく困難がある視覚障がいの方に、外出支援を行います。	広尾町社協 居宅介護事業所 など
【日中系サービス】		
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中に、介護や創作的活動、生産活動などを提供します。	多機能型事業所 「ゆうゆう舎」 など
就労継続支援〔B型〕	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供し、知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	多機能型事業所 「ゆうゆう舎」 など
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休みなどの長期休暇に、療育訓練や社会体験、余暇活動を実施します。	多機能型事業所 「ゆうゆう舎」 など
短期入所 (ショートステイ)	自宅での介護者が病気の場合などに、短期間、(夜間も含め)施設にて、入浴、排せつ、食事の介護を行います。	広尾町特別養護老人 ホームつつじ苑 など
【居住系サービス】		
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活住居で相談や日常生活での支援をします。	グループホーム 「ボヌール」 など
【地域生活支援事業】		
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供を通し、社会との交流などを行います。	広尾町障害者地域活動支援 センターゆうゆう舎
移動支援	屋外での移動が困難な場合、外出活動を支援します。	広尾町社会福祉協議会 居宅介護事業所 など
日中一時支援	家族の就労・病気・休息などで介護者がいないとき、日中の間、施設で見守りや日常的な訓練を行います。	広尾町社会福祉協議会 居宅介護事業所 など

※上記以外にも町外で利用できるサービスなどがあります。

サービス利用者の負担額

原則、サービス利用料の1割は自己負担です。

ただし、所得に応じて月額負担上限額が設定されています。したがって、ひと月にそれ以上の負担は発生しません。

区 分	世帯の収入状況	18歳以上の場合 〔利用者とその配偶者の収入で算定します。〕	18歳未満の場合 〔保護者が属する住民票での世帯の収入で算定します。〕
		月額負担上限額	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	町民税非課税世帯	0円	0円
一般1	町民税課税世帯 〔所得割16万円未満 18歳未満は28万円未満〕	9,300円	4,600円
一般2	上記以外	37,200円	37,200円